

横浜市専用水道水質検査計画策定指導要領等の一部改正について

1 趣旨

令和7年6月30日、水質基準に関する省令及び水道法施行規則が一部改正され、検査項目にペルフルオロ（オクタンー1—スルホン酸）（別名PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（別名PFOA）（以下、「PFOS及びPFOA」とします。）が追加されました。また、省令等の改正に伴い、横浜市簡易給水水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例施行規則を一部改正しました。

これらの改正に伴い、「横浜市専用水道水質検査計画策定指導要領」及び「横浜市簡易給水水道水質検査計画策定指導要領」の一部を改正します。

2 改正の概要

検査項目にPFOS及びPFOAを追加しました。また、その他必要な改正を行いました。

3 意見公募手続き

法令等の改正に伴い当然必要とされる規定の整理であり、横浜市規則等に係る意見公募手続実施要綱第5条第4項第8号に該当するため、意見公募手続は行いませんでした。

4 施行日

令和8年4月1日